生活保護8%削減

政府・与党方針　家族多いほど打撃

来年度から3年で

政府・与党は23日、生活保護のうち日常の生活費に充てる「生活扶助」の基準額について、2013年度から3年間で段階的に引き下げる方針を固めました。全体で8%程度、約800億円の削減となる方向で調整しています。

社会保障審議会（厚生労働相の諮問機関）の生活保護基準部会は18日、家族が多い世帯などで現行の生活扶助基準額が生活保護を受けていない低所得世帯を上回っているなどとする検証報告書を出しました。

生活扶助は、世帯の人数や居住地域などによって基準額が異なります。報告書の出した数字を機械的に反映させた場合、夫婦と子ども2人世帯では14・2%、夫婦と子ども1人世帯では8・5%の引き下げとなるなど、子どもが多く世帯人数が多いほど大幅な引き下げになります。子育て世帯への大打撃となります。

いまの生活扶助額は、最も生活費が安いとされる地域（3級地―2）の場合、60歳代の単身者で月額6万1640円にすぎません。これで暮らすのはきわめて困難です。

生活保護費はほとんどが支出に回ります。引き下げは内需を冷やし、「デフレ」を悪化させます。

社保審部会が改悪の報告書

〝低額でも就労基本〟

〝行政の調査権強化〟

厚労相の諮問機関である社会保障審議会の「生活困窮者支援」特別部会は23日、生活保護制度改悪案を盛り込んだ報告書をまとめました。

報告書は、親族への扶養照会が利用抑制を招きかねないと認めながら、福祉事務所の判断で扶養が困難な理由を説明する責務を課することを扶養義務者に求めました。

また「一般就労が可能」と判断される人に「集中的な就労支援」を行い、ただちに「保護脱却」が困難な人は「低額であってもいったん就労」を基本とすべきだとしています。

さらに福祉事務所の利用者への調査・指導権限の強化を打ち出しました。レシートや領収書の保存など支出状況や就労状況を把握できるようにするよう求めています。現行法では福祉事務所の調査は「資産および収入の状況」に限定され、保護費の使い道は自由であることが判例でも確認されています。個人情報として保護されている利用者の健康診査結果を入手できるよう検討が必要としました。

報告書はまた、調査対象に「過去に保護を受給していた者及びその扶養義務者」を加えるべきだとしました。その際、官公署の「回答義務」を検討するよう求めています。

厚労省は報告書に基づいて生活保護法改悪案を28日からの通常国会に提出する意向です。

一方、報告書は医療費の一部負担導入は「行うべきではない」としました。

報告書は、制度改悪案とは別にもう一つの柱として、「生活保護受給に至る前」の「支援策」などをまとめました。